

第 4 5 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 6 条の 6 中「6 1 0, 0 0 0 円」を「6 3 0, 0 0 0 円」に
改める。

第 1 6 条の 1 1 中「1 6 0, 0 0 0 円」を「1 7 0, 0 0 0 円」
に改める。

第 2 0 条第 1 項中「6 1 0, 0 0 0 円」を「6 3 0, 0 0 0 円」
に改め、同項第 2 号中「2 8 0, 0 0 0 円」を「2 8 5, 0 0 0 円」
に改め、同項第 3 号中「5 1 0, 0 0 0 円」を「5 2 0, 0 0 0 円」
に改め、同条第 3 項中「6 1 0, 0 0 0 円」を「6 3 0, 0 0 0 円」
に改め、同条第 4 項中「6 1 0, 0 0 0 円」を「6 3 0, 0 0 0 円」
に、「1 6 0, 0 0 0 円」を「1 7 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の11及び第20条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を630,000円（現行610,000円）に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を170,000円（現行160,000円）に改めること。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を285,000円（現行280,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を520,000円（現行510,000円）に改めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。